合同会議の検討事項と進め方について

1. 目的

エネルギー基本計画(令和3年10月22日閣議決定)において「2030年度以降新築される住宅・建築物について、ZEH・ZEB基準の水準の省エネルギー性能の確保を目指し、整合的な誘導基準・住宅トップランナー基準の引上げ、省エネルギー基準の段階的な水準の引上げを遅くとも2030年度までに実施する。」とされており、今後の住宅・建築物の省エネルギー対策のあり方(第三次答申)及び建築基準制度のあり方(第四次答申)について(令和4年2月1日、社会資本整備審議会)において、省エネ基準の段階的引上げを見据えたより高い省エネ性能の確保を図るため、住宅トップランナー基準の引き上げを図ること等とされている。これらを受け、既に大規模非住宅の省エネ基準の引上げ(令和6年4月1日施行)、分譲マンションのトップランナー基準の設定(令和5年4月1日施行)が行われたところである。

こうした状況を踏まえ、<u>引き続き、住宅・建築物の省エネルギー性能等に係る</u> <u>基準を整備する必要があることから、合同会議において検討</u>する。

2. 検討事項

- (1) 中規模非住宅建築物の省エネ基準の見直しについて【審議】
- (2) 住宅トップランナー基準の見直しについて【審議】

3. 検討体制

2. (1) 及び(2) については、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号) において定める基準に係る事項であることから、「総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会省エネルギー小委員会建築物エネルギー消費性能基準等ワーキンググループ」及び「社会資本整備審議会建築分科会建築環境部会建築物エネルギー消費性能基準等小委員会」の合同会議において検討を行う。

4. 検討の進め方

(令和6年)

6月3日 2省合同会議

(~パブリックコメント~)

<公布·施行予定時期>

(令和6年)

秋頃 公布 (2. (1))

(令和7年)

春頃 公布・施行(2.(2)住宅トップランナー基準)

(令和8年)

春頃 施行(2.(1)中規模非住宅建築物の省エネ基準)